

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奥州市長 倉成 淳

市町村名 (市町村コード)	岩手県奥州市 03215
地域名 (地域内農業集落名)	前沢 母体地区 (南在、上木、西谷地、町、北羽毛、成岡田、天王)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中山間地域であり小区画の圃場や狭小な道路も多い、段差があり狭小な道路で大型機械の導入が困難な地域であるため、水稻以外の土地利用型作物の作付け及び効率化が困難である。(西谷、南在、8区、9区)
・山間部の水田は水路バルブに劣化がみられ、ぬかる水田が多い。また、川沿いで平場はほ場整備実施済みであるが、20aから30a区画であり、一部法人が耕作している。(8区)
・基本的には、先祖から引き継がれた個別農家等が、できる限り農地を耕作している状況であり、後継者がいない。(南在、8区、9区)
・水稻についても前述の理由により年々作付け面積が減っている状況にある。(西谷)
・熊、シカ、イノシシが出る。イノシシと日本シカは水田に入り被害が出ている。(西谷、南在、8区、9区)。狸・ハクビシン・アナグマなど、その他小動物も多い。(南在)
・山水を引いているため、多すぎる時もあれば、枯れて全く来ない時もある。また、ぬかる、または水持ちの悪い水田から耕作放棄地になっている。(9区)
・水田において牛飼養農家への牧草供給を交付金を活用しながら個人、組合が草刈りを行い荒廃地拡大を抑えている。(西谷)
・日本農業遺産に選定されている。(西谷、南在、9区)。
・休耕田を利用して葡萄栽培を始めた人がある。(西谷)
・束稲かんぱいが負の遺産となっている。(南在)

【地域の基礎的データ】

・法人:1法人、集落営農組織:4組織、個人担い手:20経営体
・主な生産品目…水稻、牧草、肉用牛(肥育、繁殖) など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・交付金を活用し、現状保全管理を組合及び個人で務める。また、後継者が少なく、個人の負担を少しでも減らすため、組合組織の広域化を視野に入れ現状の活動を継続したい。(西谷)
・後継者不在のため、現在農業をしている人がどれだけ頑張れるかである。(南在、9区)
・10年後は殆ど農業に携わる後継者は見当たらない。親からの財産であり、兼業農家として、「持続できる」「持続しなければ」と思う農家もある。行政と相談の上、将来を考えていかなければならない。(南在)
・個々でできる限り農業を営んでいく。区画の整った条件の良い水田は今後も営農し、山沿いの小規模な水田や畑は、保全管理に務める。また、地区内で賄えない部分は外部組織に作業委託を出すなど、近隣地域との連携をとっていく。(8区)
・引き続き稲作を中心に農業していくが、10年後まで作っていけるのか見通しがたっていない。担い手確保のための取組みを進めていく。(9区)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	436.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	436.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・中山間地域等直接支払の対象農用地を含む農振農用地内農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作が難しい区域は保全・管理を行う区域とする。 ・上記の方針で環境整備に努めていくが、農地放棄等で難しい区域は、人手不足もあり、保全・管理を断念せざるを得ないと考えている。(南在)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・小規模農家等が離農する際には、担い手等と十分な話し合いを進め、農作業の効率化につながる農地の集約を進める。(8区) 離農、規模縮小が生じた場合には、近隣の農業者を中心に集積、集約を図り、農作業委託で農地をできるか限り耕作する。(9区) ・離農、規模縮小が生じた場合には、現在の農業者で集積、集約を図ることは難しく、農作業委託で農地を耕作することはほぼ皆無である。(西谷、南在)
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・一定程度の面積がまとまる場合は活用も視野に入れる。(西谷) ・農地の出し手は多いが、受け手がいないので、活用は難しい。(8区) 離農する際に、個人で機構を利用するのか判断し契約する。(9区)
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農地管理や牛飼養農家への牧草供給等の容易かつ効率化のため、排水路整備や水田機能を保全しつつ畦畔の一部撤去をできるか模索する。(西谷) ・担い手が明確になっていない、中山間地である等の理由から、基盤整備事業は難しい。(8区、9区)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・牛飼養農家への牧草供給のために組合が農地の利用調整を行うことや、国、県、市町村やJA等関係機関の情報を組合員に提供する。(西谷) ・認定農業者のほか、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JA、県などの関係機関に相談しながら農作物の栽培技術の継承を行っていく。(8区) ・中山間地域で収益が少ないため、法人化は諦めている。若い人に草刈り作業に参加してもらい、多めに報酬を払うなどして、若者を巻き込んでいく。(9区) ・地域外からの耕作者の受け入れを期待したいがなかなかいない。全ての仕事を退職し、年金暮らしで農作業してる人を中心に、農地を維持していく。また、行政及び関係機関との協力体制の構築を図る。(南在)
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④輸出	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①行政との協力体制で取組んでいく(南在)。電柵を組合が貸し出す。(西谷)
 電気柵は草刈りが大変になるため、ピンクテープで囲む。(8区)電気柵、わなの設置、捕獲、猟友会の人材育成。(9区)
- ②JA岩手ふるさとに出荷することで、特別栽培米に取り組む。(8区、9区)
- ③ドローン薬剤散布。(8区)ヘリ防除、リモコン草刈り機、ドローン、自動給水栓。(9区)
- ④JAを中心に連携して取り組む。(9区)
- ⑤行政の指導・アドバイスがあれば検討していきたい。(南在)組合からの生産支援。(西谷)
- ⑦今後も中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進める。(南在、8区、9区)保全管理のため組合による草刈り等作業受委託。(西谷)